

大野城市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 26 年 9 月 29 日 策定

令和 7 年 3 月 31 日 改正

木材は、断熱性、調湿性に優れ、心身への癒しや衝撃を緩和する効果が認められるほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資材である。

また、その利用を促進することは、林業活動を活性化し、本来、森林の有する地球温暖化の防止、水源かん養等の多面的機能の持続的な発揮に貢献することになる。

本市では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、福岡県が公表した「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成24年1月30日付け林振第2698号。）に即して、「大野城市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物等における木材の利用の促進を行ってきたところである。

このような中、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が一部改正され、令和3年10月1日に施行された改正後の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、福岡県は、「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（令和4年3月30日改正。以下「基本方針」という。）を定め、建築物全体における木材利用の拡大に向けた環境整備に努めるとともに、自ら整備する公共建築物において、率先して木材の利用の促進に努めることとしている。

本市では、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、法第12条第1項の規定に基づき、基本方針に即して、「大野城市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を以下のとおり定めるものである。

第1 市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策について

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLT（注1）や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材の利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材の利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材の利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物等における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

公共建築物とは、市が整備する建築物及び市以外の者が整備する建築物であって、広く市民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められるものであり、代表的なものは、以下に掲げる建築物とする。

体育施設	体育館など
保健・衛生施設	病院、診療所など
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設など
教育施設	幼稚園、小学校、中学校など
住宅施設	市営住宅
その他の施設	生涯学習施設、公共交通機関の旅客施設など

(2) 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

以下のとおり施策の方向を定め、木材の利用の促進に努めることとする。

① 公共建築物の木造化の促進

市は、次の（３）の木造化（注２）を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて、木造化に努めることとする。

② 公共建築物の内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、直接または間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化（注３）が可能と判断される場合については、木質化を図るよう努めることとする。

③ 公共建築物において利用する木材

市内及び市近郊並びに県内の森林整備の促進、関連産業等の振興を図るため、県産材

の木材を可能な限り使用するものとする。

ただし、長尺、大断面等の特殊材で、調達が困難な木材については、国産材の調達を検討し、木材の利用の促進に努めることとする。

④ 公共土木工事における木材の利用の促進

公共土木工事においては、周辺の環境との調和を考慮した木材の利用に努めることとする。

また、公共土木工事における木材の利用に当たっては、可能な限り県産材の木材を使用することとする。

⑤ 備品等における木製品の利用の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進に努めるものとする。

また、備品等における木製品については、国産材を原材料として使用したものの利用に努めることとする。

なお、備品等における木製品の利用の促進に当たっては、使用形態、環境及びコストなどを十分に検討しなければならない。

(3) 木造化を促進する公共建築物の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化の促進に努めるものとする。

ただし、木造化が建築物のライフサイクルコスト（注4）の増大を著しく招くことがないこととし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下に掲げる公共建築物については木造化を促進する対象としないものとする。

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点施設や避難施設等の災害応急対策活動に必要な施設
- ・航空機の騒音を防止する必要があると認められる騒音対策施設等
- ・警察施設等の収容施設で治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・文化財等を収蔵又は展示する施設で保安又は防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設など

5 木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等を実施することにより、市民運動としての木材の利用の促進に取り組むものとする。

第2 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標数値については、以下に掲げるとおりとする。

	目標値（令和7年度から令和16年度）
木材利用量 (m^3)	200

第3 その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部・課と連携し、建築物における木材の利用の促進に努めるものとする。

また、市は、国及び県と連携し、市以外の者が整備する建築物等の情報や建築物等における木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材の利用の促進を図られるよう、情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

（注1）「CLT」とは、Cross Laminated Timber（直交集成板）の略。板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。

（注2）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注3）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

（注4）「ライフサイクルコスト」とは、計画・設計等の段階から、維持管理及び解体・廃棄等を含むコストをいう。